

人事院指令一八―一

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部改正について

1 昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

十五 国際港湾協会（IAPH）

2 この指令は、平成三十年十月十二日から施行する。

平成三十年十月十二日

人事院総裁 一宮 なほみ